

# 工大祭2021参加団体規約

## 第1章 総則（第1条―第3条）

### 第2章 工大祭実行委員会（第4条―第15条）

### 第3章 参加団体（第16条―第23条）

### 第4章 参加団体総会（第24条・第25条）

### 第5章 企画（第26条・第27条）

### 第6章 手続（第28条―第34条）

### 第7章 雑則（第35条―第40条）

### 附則

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規約は、工大祭2021について、これに関わる団体の工大祭参加資格並びに権利義務及び参加費用の負担について定めるとともに、工大祭実行委員会の設置及びその職務を定め、もって工大祭の円滑な準備及び運営に資することを目的とする。

### 第1条の2（適用範囲）

本規約は、工大祭2021について適用する。

### 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 工大祭実行委員会 工大祭の準備及び運営のため、東京工業大学の学生によって組織された団体をいう。
- 二 工大祭期間 工大祭当日のほか、準備日、片付け日を含む期間をいう。
- 三 企画 工大祭当日に、東京工業大学大岡山キャンパス又は工大祭実行委員会が指定するウェブサイト等において行われる、展示、実演、上映、販売等、一切の催しをいう。
- 四 参加 工大祭において、企画を実施することをいう。
- 五 工大祭に参加しようとする団体 工大祭に参加しようとする者によって結成される工大祭実行委員会以外の団体で、参加資格をもたないものをいう。
- 六 参加資格を付与された団体 参加申請の承認の通知を受け、参加資格をもつ団体で、参加団体認定をもたないものをいう。
- 七 参加団体 参加団体認定の付与の通知を受け、参加団体認定をもつ団体をいう。
- 八 参加団体登録の完了の通知を受けた団体 参加団体登録手続を行い、その完了の通知を受けた、参加資格を付与された団体及び参加団体をいう（参加団体は、すべて参加団体登録の完了の通知を受けた団体に含まれる。）。
- 九 参加団体総会 参加団体により構成される総会をいう。
- 十 責任者 工大祭実行委員会と参加団体の構成員との間の連絡のため、各参加団体を代表して工大祭実行委員会からの通知を受け、また参加団体を代表して各種申請等の手続を工大祭実行委員会に対して行う者をいう。
- 十一 販売 いかなる名称であるかを問わず、物又はサービスを提供し、その対価を受け取る行為をいう。
- 十二 賃貸借 レンタル等の名称で行われるものを含め、物の賃貸借を行い、その対価を支払うことをいう。
- 十三 共催企画 学内の団体が主催する企画で、著名人又は東京工業大学に関わりがない人若しくは団体を企画の主とするものをいう。
- 十四 野外ステージ企画 工大祭実行委員会の承認を受け、工大祭実行委員会が設置する野外ステージを使用する企画で、共催企画以外のものをいう。
- 十五 オンライン企画 工大祭実行委員会が指定するウェブサイト等において実施する企画をいう。
- 十六 模擬店企画 工大祭実行委員会の承認を受け、指定された区画内で商品の販売を行うことを主とする企画をいう。
- 十七 講義室企画 工大祭実行委員会の承認を受け、指定された講義室内で展示を行うことを主とする企画をいう。

十八 その他企画 第十三号から前号までに掲げるもの以外の企画で、工大祭実行委員会が予定しないものをいう。

### 第3条（本規約への同意）

- 1 工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体及び参加団体並びにこれらの構成員は、団体の運営及び企画の実施にあたり、本規約並びに特別に定める規約、規則及びこれらに準ずるものに従わなければならない。
- 2 工大祭に参加しようとする団体が、工大祭実行委員会に、参加申請手続を行った時点で、当該団体に所属する全ての構成員が本規約に同意しているものとみなす。

## 第2章 工大祭実行委員会

### 第4条（工大祭実行委員会）

工大祭の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、工大祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

### 第5条（所掌事務）

実行委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体及び参加団体に対する、工大祭の準備及び運営に関する事項の通知
- 二 参加団体総会の招集
- 三 工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体及び参加団体に対する、工大祭の準備及び運営に関する指示及び警告
- 四 工大祭に参加しようとする団体に対する、参加資格の付与
- 五 参加資格を付与された団体に対する、参加団体認定の付与及び参加団体認定証の発行
- 六 工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体及び参加団体に対する、参加資格及び参加団体認定の停止及び取消し並びに参加団体認定証の剥奪
- 七 参加団体登録の完了の通知を受けた団体に対する、企画実施場所の選定及び指定
- 八 参加団体に対する、物品の貸与
- 九 参加団体登録の完了の通知を受けた団体からの、参加申込金の徴収
- 十 各種手続の制定
- 十一 上記のほか、工大祭の準備及び運営に関する職務全般

### 第6条（準備及び運営に関する事項の通知）

- 1 実行委員会は、参加団体に対して、口授、書面、電話、電子メール、公式ウェブサイト、ツイッターその他のほかの方法により、工大祭の準備及び運営に必要な情報を通知する。
- 2 前項の通知は、参加団体に到達した時点で効力を発する。ただし、通知の相手方が正当な理由なく通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- 3 第1項及び前項の規定は、工大祭に参加しようとする団体及び参加資格を付与された団体についても適用する。

### 第7条（参加団体総会の招集）

- 1 実行委員会は、前条第1項に掲げる方法のほか、参加団体総会を招集し、各参加団体に対して通知を行うことができる。
- 2 実行委員会は、参加団体総会を開催する場合、その開催場所及び日時を、前条第1項の方法により、あらかじめ参加団体に対して通知しなければならない。

### 第8条（準備及び運営に関する指示及び警告）

- 1 実行委員会は、工大祭の準備及び運営において必要となる事項について、参加団体に対して指示をすることができる。
- 2 実行委員会は、参加団体に本規約又は特別に定める規約、規

則若しくはこれらに準ずるものの違反となる行為があると判断した場合には、これを改善するよう、警告を発することができる。

3 第1項及び前項の規定は、工大祭に参加しようとする団体及び参加資格を付与された団体についても適用する。

#### 第9条（参加資格の付与）

1 実行委員会は、工大祭に参加しようとする団体からの参加申請に基づいて、どの団体に参加資格を付与するかにつき、審査を行わなければならない。なお、申請が予定の数を上回った場合、実行委員会は、抽選により、参加資格を付与する団体を審査することができる。

2 実行委員会は、前項の審査に基づいて、次の各号のいずれかの決定をしなければならない。

一 承認して参加資格を付与すること。

二 拒否して参加資格を付与しないこと。

3 第1項の審査の結果、参加資格を付与することが適当であると判断された団体に対しては、実行委員会は、前項第一号の決定をしなければならない。

4 第1項の審査の結果、申請に不備があることが判明した団体、抽選の結果参加資格を付与しないこととされた団体そのほか参加資格を認めることが運営上適当でないとして判断された団体に対しては、実行委員会は、第2項第二号の決定をすることができる。

5 実行委員会は、第1項で抽選による審査を行った場合において、抽選の結果、参加資格を付与しないこととされた団体については、これに順位を付して補欠団体名簿に登録しなければならない。ただし、申請に不備がある団体及び参加資格を認めることが運営上適当でないとして判断された団体については、補欠団体名簿に登録することができない。

6 参加団体の数に欠員が生じたとき、又は欠員が生じることを予期できるときは、実行委員会は、補欠団体名簿の上位の団体から順に、参加団体の数を充足するだけの団体を選定し、これに第2項第一号の決定をすることができる。

7 実行委員会は、第2項各号のいずれの決定をした場合でも、参加申請を行った団体に対して、その決定を個別に通知しなければならない。

8 前項の場合において、実行委員会は、第2項第二号の決定した団体に対しては、その決定とともに、その理由を付記して通知しなければならない。

#### 第10条（参加団体認定の付与）

1 実行委員会は、参加資格を付与された団体が、参加団体登録を行った場合、当該申請を行った団体に対して、参加団体登録を行わなければならない。

2 実行委員会は、参加団体登録が完了した場合、当該団体に対して、参加団体登録の完了の通知を行わなければならない。

3 実行委員会は、参加団体登録の完了の通知を受けた団体のうち、参加団体でないものに対して、参加団体認定の付与を行わなければならない。

4 実行委員会は、参加団体認定の付与を行った場合、当該参加団体に対して、参加団体認定証を発行しなければならない。

5 工大祭に参加しようとする団体若しくは参加資格を付与された団体（参加団体登録の完了の通知を受けた団体は除く。）から申請事項変更手続があったとき、又は参加団体登録の完了の通知を受けた団体から登録事項変更手続があったときには、実行委員会は、これを承認することができる。

#### 第11条（参加資格及び参加団体認定に関する処分）

1 参加団体又はその構成員が、本規約又は特別に定める規約、規則若しくはこれらに準ずるものに違反し、かつ実行委員会から警告を受けても改善しない場合には、実行委員会は、当該参加団体の、参加資格若しくは参加団体認定又はその両方を停止し、又は取り消すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、参加団体又はその構成員が、本規約又は特別に定める規約、規則若しくはこれらに準ずるものに

違反し、かつその違反が重大である場合には、実行委員会は、警告を発することなく、当該参加団体の、参加資格若しくは参加団体認定又はその両方を停止し、又は取り消すことができる。

3 第1項又は前項の場合において、実行委員会が、参加団体認定を停止し、又は取り消したときは、当該団体の参加団体認定証を剥奪することができる。

4 参加団体又はその構成員が、本規約又は特別に定める規約、規則若しくはこれらに準ずるものに違反し、かつその違反が重大である場合には、実行委員会は、当該参加団体の来年度以降の参加資格について、これを付与しないことができる。

5 第1項から前項までの規定は、工大祭に参加しようとする団体及び参加資格を付与された団体についても適用する。

#### 第12条（企画実施場所の選定及び指定）

1 実行委員会は、参加団体登録の完了の通知を受けた団体に対して、企画実施場所を選定し、指定する。なお、企画実施場所の選定にあたっては、実行委員会は、東京工業大学当局からの指導を受けなければならない。

2 実行委員会は、企画実施場所の指定を行った場合、これを当該団体に対して通知しなければならない。

3 実行委員会は、指定した企画実施場所について、団体からの求めに応じて、これを変更することができる。ただし、変更先が既に別の団体に指定されている場合は、当該別の団体の同意がなければ変更することができない。

#### 第13条（物品の貸与）

1 実行委員会は、東京工業大学又は実行委員会が所有する物品について、参加団体からの申請に基づき、参加団体に対して、企画の実施又は準備に必要なものを貸与することができる。

2 実行委員会は、参加団体からの申請に基づき、外部の業者と賃貸借契約を締結し、企画の実施又は準備に必要な物品を一括して借り受け、当該申請をした参加団体に対して、これを貸与することができる。

3 実行委員会は、参加団体から申請された物品を手配できなかったとき、又は参加団体に物品を貸与することが工大祭の運営上適当でないとして認められる特段の事情があるときは、参加団体からの物品の貸与申請を拒否することができる。

#### 第14条（参加申込金の徴収）

1 実行委員会は、参加団体登録の完了の通知を受けた団体から、参加申込金を徴収する。

2 参加申込金は、参加金及び参加保証金からなるものとし、金額は実行委員会が別途定める。

3 実行委員会は、参加金を、工大祭の準備及び運営のために、適正に使用しなければならない。

4 参加保証金が工大祭終了後も残存している場合、実行委員会は、参加保証金を、別途定める期間内に、参加団体に対して返還しなければならない。ただし、参加団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、実行委員会は、当該参加団体に対しては、参加保証金の返還を拒否することができる。

一 参加団体登録の完了の通知を受けた後、自己の都合により企画を実施せず、又は中止したとき。

二 実行委員会の承認を得ることなく、申請と異なる企画を実施したとき。

三 実行委員会の承認を得ることなく、企画実施場所を変更したとき。

四 衛生上不適切な食品の扱いをしたとき。

五 第36条の規定に反して、テックちゃんを利用したとき。

六 上記のほか、本規約又は特別に定める規約、規則若しくはこれらに準ずるものに違反し、かつその違反が軽微でないとき。

七 参加団体認定を実行委員会に取り消されたとき。

5 実行委員会は、参加金を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに従って扱う。

一 実行委員会が、野外ステージ企画、模擬店企画、講義室企画又はその他企画を開催しないことを令和3年8月31日

までに発表した場合 当該開催しないことが発表された企画について参加申請を行った団体に対して、当該団体が当該企画に対する参加申込金として納付した金銭の額から、第2項の規定により定められた当該企画区分の参加金の額に100分の50を乗じた額及び同項の規定により定められた当該企画区分の参加保証金の額を差し引いた額であって、零を超える額の金銭を返還する。

二 前号に掲げる場合以外の場合 参加金を返還しない。

6 前項第1号に規定する返還は、参加金の返還とみなす。

#### 第15条（情報開示）

実行委員会は、団体から、情報開示請求手続により、実行委員会が保有する情報の開示を申請された場合、当該申請に基づいて情報を開示することができる。ただし、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり、個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、看過しがたい不利益が生ずるおそれがある情報については、特段の事情がない限り、これを開示してはならない。

### 第3章 参加団体

#### 第16条（参加申請）

- 1 工大祭に参加しようとする者は、複数人からなる団体を結成し、参加申請手続によって、実行委員会に申請しなければならない。
- 2 実行委員会によって、参加申請を承認され、参加資格を付与された団体は、参加団体登録手続を行うことができる。
- 3 団体が参加資格を付与されるためには、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。
  - 一 東京工業大学の学生又は教職員を、合わせて3人以上含んで結成された団体であること。
  - 二 別途定める期間内に、実行委員会に対して参加申請手続を行った団体であること。
  - 三 工大祭2021の参加資格を付与しないことが既に決定されている団体でないこと。
- 4 参加申請を行った団体は、申請事項変更手続により、申請事項の変更を求めることができる。ただし、団体名については、この限りではない。

#### 第17条（参加団体登録）

- 1 参加資格を付与された団体が、参加団体となって工大祭に参加するためには、参加団体登録手続を行わなければならない。
- 2 参加団体登録の完了の通知を受けた団体は、実行委員会に対して、実行委員会が定める参加申込金を支払わなければならない。
- 3 参加団体登録の完了の通知を受けた団体が、参加団体認定の付与の通知を受けた時点で、当該団体は、参加資格を付与された団体から、参加団体となる。
- 4 団体が参加団体登録手続を行うためには、参加資格を付与されていなければならない。
- 5 参加団体登録の完了の通知を受けた団体は、登録事項変更手続により、登録事項の変更を申請することができる。ただし、団体名については、この限りではない。
- 6 参加団体登録の完了の通知を受けた団体は、実行委員会の承認を受けない限り、参加の意思表示を取り消すことはできない。また、実行委員会は、参加団体登録の完了の通知を受けた団体が参加の意思表示を取り消すことを承認した場合でも、当該団体に対する参加金の返還を拒否することができる。

#### 第18条（書類の扱い）

- 1 参加団体は、実行委員会の指示に従って、書類の提出等により、実行委員会に対して、各種申請等の手続を行わなければならない。
- 2 参加団体は、実行委員会の許可なく、実行委員会から受け取った、書類そのほかの情報が化体した一切のもの及び電子メールそのほかの電磁的記録について、外部の者に提示してはならない。

- 3 参加団体は、実行委員会の許可なく、実行委員会から受け取った、書類そのほかの情報が化体した一切のもの及び電子メールそのほかの電磁的記録について、これを改変し、団体の構成員に提示してはならない。
- 4 第1項から前項までの規定は、工大祭に参加しようとする団体及び参加資格を付与された団体についても適用する。

#### 第19条（責任者）

- 1 参加団体は、その構成員の中から特に代表となる責任者を1人選出して第一責任者とし、ほかに責任者を2人選出してそれぞれを第二責任者、第三責任者とした上で、実行委員会が別途定める方法により、これらを実行委員会に申しなければならない。責任者の選出にあたっては、次の各号に掲げる事項の全てに従わなければならない。
  - 一 東京工業大学の学生又は教職員から選出すること。
  - 二 実行委員会の委員でない者から選出すること。
  - 三 同一人が、責任者を兼任しないこと。
  - 四 他参加団体の責任者でないこと。
  - 五 携帯電話を所有し、長期にわたる休業日の間を含め、随時連絡を行うことができる者であること。
- 2 各責任者は、実行委員会に対して、自己の携帯電話番号、電子メールアドレス又はほかに実行委員会が定める双方向の連絡を行うことができる方法における自己の連絡先を伝え、これによって参加団体と実行委員会との間で、随時連絡を行わなければならない。また、各責任者は、実行委員会の指示に従い、実行委員会から受けた通知を、速やかに参加団体の構成員に伝達しなければならない。
- 3 参加団体総会が招集された場合、第一責任者は、参加団体総会に出席しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、他の責任者が代理として出席することができる。
- 4 実行委員会から特に指示があった場合、講習会等への出席は、全ての責任者が行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があり、実行委員会の許可を受けたときは、この限りではない。
- 5 企画実施中、責任者のいずれか1人は、企画実施場所に常駐しなければならない。ただし、他の責任者と交代することはできる。
- 6 参加団体は、やむを得ない事情がある場合を除き、責任者を変更することができない。責任者の変更をするには、登録事項変更手続を行い、実行委員会から承認を受けなければならない。

#### 第20条（物品の貸与申請）

- 1 参加団体は、企画の実施又はその準備のため、必要な物品を実行委員会から借用することができる。
- 2 前項の規定により物品を借用する場合、参加団体は、物品の貸与申請手続によって、その旨を実行委員会に申請しなければならない。
- 3 前項の規定によっても、参加団体が、その構成員の名義及び費用で外部の業者と直接物品の賃貸借契約を締結することは妨げられない。

#### 第21条（情報開示請求）

団体は、実行委員会が保有する、公開されていない情報の利用を希望する場合、情報開示請求手続によってその旨を実行委員会に申請し、許可を受けて利用しなければならない。

#### 第22条（遵守事項）

- 1 参加団体及びその構成員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - 一 東京工業大学及び実行委員会の指示に従うこと。
  - 二 企画の実施にあたり、著名人又は東京工業大学に関わりのない人若しくは団体を招致する場合、参加申請手続に併せて、その旨を申告すること。
  - 三 企画の実施にあたり、団体、企業等とスポンサー契約、パートナー契約等を締結する場合、参加申請手続に併せて、その旨を申告すること。

- 四 工大祭期間中に、東京工業大学大岡山キャンパス内で車両を使用する場合、実行委員会が別途定める期間内に、その旨を実行委員会に申請すること。
- 五 申請事項又は登録事項に変更がある場合、速やかに申請事項変更手続又は登録事項変更手続を行うこと。
- 六 工大祭2021公式テーマロゴを使用する場合、工大祭2021公式テーマロゴ使用ガイドラインに従うこと。
- 七 工大祭期間中に火気を使用する場合、実行委員会が指定した消火器具を設置し、必要などときには直ちにこれを使用できる状態にしておくこと。
- 八 工大祭期間中に発生した廃棄物は、実行委員会の指示に従い、適切に処理すること。
- 九 工大祭期間中に実行委員会が行う清掃を補助すること。
- 十 実行委員会を通じて借用した物品は、工大祭終了後、実行委員会の指示に従い、速やかに返却すること。
- 十一 企画実施場所を使用した後は、これを原状に復すること。
- 十二 参加団体の運営又は企画の実施において障害が発生した場合には、その旨を直ちに実行委員会に報告し、解決に向けて実行委員会に協力すること。
- 十三 故意又は過失により、実行委員会を通じて借用した物品又は東京工業大学の備品若しくは建造物等を、紛失し、又は損壊した場合は、その賠償の責を負うこと。
- 十四 前号の場合において、参加保証金を損害額に充当しても、なお不足があるときは、不足分についても、構成員が連帯して賠償の責を負うこと。
- 2 前項第十三号及び第十四号の規定は、参加団体又はその構成員が、工大祭期間中に、第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合にも準用する。
- 3 第1項及び前項の規定は、工大祭に参加しようとする団体及び参加資格を付与された団体についても適用する。

#### 第23条（禁止事項）

- 1 参加団体及びその構成員は、次の各号に定めることをしてはならない。
  - 一 参加団体登録の完了の通知を受けた後、自己の都合により企画を実施せず、又は中止すること（ただし、第17条第6項において、実行委員会の承認を得て参加の意思表示を取り消した場合を除く。）。
  - 二 実行委員会の承認を得ることなく、申請と異なる企画を実施すること。
  - 三 実行委員会の承認を得ることなく、企画実施場所を変更すること。
  - 四 実行委員会に対して、虚偽の申請、申告、報告等を行うこと。
  - 五 実行委員会が不適当と判断した、団体、企業等とスポンサー契約、パートナー契約等を締結すること。
  - 六 参加資格、参加団体認定、物品の借用権、物品の賃借権、販売行為をする権利、企画実施場所の使用権等、実行委員会から付与された一切の権利又は参加保証金返還請求権を譲渡し、又は質権の目的とすること。
  - 七 参加団体の構成員以外の者に、参加団体の運営又は企画の実施を委ねること。
  - 八 実行委員会を通じて借用した物品又は東京工業大学の備品若しくは建造物等を、故意に損壊すること。
  - 九 講義室内で火気を使用すること。
  - 十 実行委員会が別途定める方法によらず、火気を使用すること。
  - 十一 実行委員会から企画実施場所として選定されていない場所を使用すること。
  - 十二 金額の多寡を問わず、実行委員会の承認を得ることなく販売行為を行うこと。
  - 十三 不当な価格で販売行為を行うこと。
  - 十四 衛生上不適切な食品の扱いを行うこと。
  - 十五 特定の宗教又は政治思想の援助、助長、促進又は圧迫、干渉等となる行為を行うこと。
  - 十六 工大祭の開場時間中に、東京工業大学大岡山キャンパス

構内で飲酒をすること。

- 十七 工大祭終了後、正当な理由なく東京工業大学大岡山キャンパス構内に居続けること（ただし、複数の開催日がある場合は、いずれの開催日についても適用する。）。
- 十八 東京工業大学が禁止する行為をすること。
- 十九 公序良俗に反する行為をすること。
- 2 前項の規定は、工大祭に参加しようとする団体及び参加資格を付与された団体についても適用する。

#### 第4章 参加団体総会

##### 第24条（参加団体総会の開催）

- 1 参加団体総会は、実行委員会が、その決定により招集し、東京工業大学大岡山キャンパス内で開催する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当面の間、参加団体総会は、オンライン開催も可能なものとする。

##### 第25条（出席の特則）

第19条第3項の規定にかかわらず、野外ステージ企画を予定する参加団体の責任者は、参加団体総会に出席することを要しない。ただし、複数企画を実施する参加団体において、野外ステージ企画以外の企画の責任者が存在する場合は、当該責任者は出席の義務を負う。

#### 第5章 企画

##### 第26条（実行委員会が予定する企画の特則）

次の各号に掲げる企画を実施しようとする団体は、実行委員会が別途定める手続を行わなければならない。

- 一 フリーマーケット
- 二 研究室公開企画
- 三 上記のほか、実行委員会が予定する企画

##### 第27条（複数企画実施の特則）

- 1 団体は、複数の企画を実施することができる。ただし、模擬店企画は、2つ以上実施することができない。
- 2 団体が複数の企画を実施しようとする場合、第5条から第10条まで、第12条から第26条まで及び第39条の規定は、企画ごとに適用する。
- 3 複数の企画を実施しようとする団体は、企画ごとに参加申込金を支払わなければならない。
- 4 第2項に規定する場合において、参加保証金を損害の賠償に使用するとき、当該団体の参加保証金は、第2項の規定にかかわらず、損害額を充足するまで、いずれの企画について支払われたものであっても使用される。
- 5 複数の企画を実施しようとする団体は、企画ごとに責任者を選出しなければならない。また、この場合の責任者は重複してはならない。

#### 第6章 手続

##### 第28条（参加申請手続）

参加申請手続の期間及び方法は、実行委員会が別途定める。

##### 第29条（参加団体登録手続）

参加団体登録手続の期間及び方法は、実行委員会が別途定める。

##### 第30条（申請事項変更手続）

参加申請に関する申請事項の変更手続の方法は、実行委員会が別途定める。

##### 第31条（登録事項変更手続）

参加団体登録に関する登録事項の変更手続の方法は、実行委員会が別途定める。

##### 第32条（参加申込金）

- 1 参加申込金の徴収方法は、実行委員会が別途定める。
- 2 参加保証金の返還方法及び返還時期は、実行委員会が別途定める。

3 参加金の返還方法及び返還時期は、実行委員会が別途定める。

#### 第33条（物品の貸与申請手続）

物品の貸与申請手続の期間及び方法は、実行委員会が別途定める。

#### 第34条（情報開示請求手続）

情報開示請求手続の方法は、実行委員会が別途定める。

### 第7章 雑則

#### 第35条（参加申込金の扱い）

- 1 参加金は、実行委員会により、工大祭の準備及び運営のために使用される。
- 2 参加保証金は、参加保証金を支払った団体が故意又は過失により、団体の運営又は企画の実施によって、東京工業大学、他団体、来場者等に損害を発生させた場合、この損害の賠償のために使用される。
- 3 参加団体の参加保証金返還請求権は、参加保証金の具体的な残存額が確定した時に発生する。
- 4 参加保証金の返還に必要な費用は、返還を受ける団体の負担とする。
- 5 参加保証金返還請求権を有する団体は、第32条第2項の規定により定められた参加保証金の返還期間内に、同項の規定により定められた参加保証金の返還方法によって手続を行わなかったときは、参加保証金の返還を受けることを拒んだものとみなす。
- 6 参加保証金返還請求権は、これが発生した時から90日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか遅い日までに行使しないときは、消滅する。
- 7 団体の参加金返還請求権は、第14条第5項の規定により実行委員会が参加金を返還することとなった場合において、参加金の具体的な返還額が確定した時に発生する。
- 8 第4項から第6項までの規定は、参加金について準用する。ただし、第5項中「第32条第2項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。

#### 第36条（テックちゃんの扱い）

テックちゃんを利用しようとする参加団体及びその構成員は、「工大祭2021におけるテックちゃんの利用に関する規約」に従わなければならない。

#### 第37条（本規約の変更）

- 1 実行委員会は、やむを得ない事情がある場合に限り、本規約の内容を、予告なく変更することができる。
- 2 実行委員会は、本規約の内容を変更した場合、直ちに、変更に至った経緯及び変更内容を、工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体及び参加団体に対して通知しなければならない。
- 3 本規約の変更は、将来に向かってその効力を有するものとする。
- 4 実行委員会は、本規約の内容を変更する場合、その変更によって各団体の権利及び利益が害されることのないよう、努めなければならない。

#### 第38条（他の特別の規約との関係）

- 1 ほかに特別の規約が制定されている場合、本規約とともに、併せて効力を有する。
- 2 特別の規約の内容が、本規約の内容と矛盾する場合、原則として特別の規約が優先する。
- 3 特別の規約の内容が、本規約の内容と矛盾する場合であって、特別の規約を優先すると、運営上の支障が生じるおそれがあるときは、実行委員会の判断により、優先する規約を決定することができる。
- 4 実行委員会は、優先する規約を変更した場合、直ちに、変更に至った経緯及び変更内容を、工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体及び参加団体に対して通知しな

ければならない。

- 5 優先する規約の変更は、将来に向かってその効力を有するものとする。
- 6 実行委員会は、優先する規約を変更する場合、その変更によって各団体の権利及び利益が害されることのないよう、努めなければならない。

#### 第39条（適用除外）

- 1 第1条から第2条第四号まで、第2条第十一号から第4条まで、第6条、第8条、第12条、第13条、第18条、第20条、第26条、第27条第1項、第27条第2項、第33条及び第36条から第40条までの規定を除き、本規約は、第26条各号に掲げる企画を実施し、又は実施しようとする団体（次項において「特定団体」という。）については、適用しない。
- 2 本規約を特定団体に適用する場合、「工大祭に参加しようとする団体」、「参加資格を付与された団体」、「参加団体」及び「参加団体登録の完了の通知を受けた団体」とあるのは「特定団体」と、第3条第2項中「参加申請手続を行った」とあるのは「参加の意思表示をした」と読み替えるものとする。
- 3 本規約の一部の規定は、オンライン企画については、適用しない。いずれの規定をオンライン企画について適用しないかは、実行委員会が別途これを定める。

#### 第40条（免責）

実行委員会は、工大祭に参加しようとする団体、参加資格を付与された団体若しくは参加団体又はこれらの構成員が、本規約又は特別に定める規約、規則若しくはこれらに準ずるものに反する行為をし、これによって第三者に損害を発生させた場合であっても、その責任を一切負わないものとする。

#### 附 則

本規約は、令和3年4月1日から、その効力を有する。

#### 附 則 （令和3年5月19日工大祭実行委員会規約第2号）

この規約は、令和3年5月19日から、その効力を有する。

# 工大祭2021におけるテックちゃんの利用に関する規約

## 第1条（目的）

本規約は、2013年度までに工大祭実行委員会によるマスコットキャラクターの不適切な利用が一部であったことを反省とし、工大祭マスコットキャラクターの各種利用に対してある程度の基準を与え、利用者がなるべく疑問なくマスコットキャラクターを利用できるようにすることを第一の目的とし、同時に本規約の内容がマスコットキャラクター利用のガイドラインとして機能することを第二の目的としています。

## 第2条（定義）

マスコットキャラクターとは、「テックちゃん」のことをいいます。

## 第3条（他の規約との関係）

用語の定義やテックちゃんの利用についての全体的な内容については「マスコット利用規約

(<https://mascot.koudaisai.jp/#agreement>)」に準じ、本規約においては特に、工大祭2021における参加団体によるマスコットキャラクターの利用について定めるものとします。

## 第4条（テックちゃんの利用）

テックちゃんの利用について、以下の通り定めます。

- 「テックちゃん」の著作権は工大祭実行委員会、及び原案者であるヒダに帰属します。テックちゃんを利用した二次利用作品を作る場合、作品のどこかに著作権情報を明記するか、または著作権情報を記載した媒体を同梱するようにしてください。
- テックちゃんの二次創作作品の制作者または制作団体自身による公開、頒布及び実演は、有償、無償問わず、また作品の形態に依らず、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。
- 非商用として利用する場合と工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合に限り、二次利用作品の公開、頒布、及び実演が、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。（商用の二次利用については第7項）工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合、企画内容が金銭のやりとりを有するものであっても、二次利用作品の公開、頒布、及び実演に対して特に制限することはありません。
- 以下の条件に当てはまる二次利用作品、及び二次創作作品の、公開、頒布、及び実演はできません。
  - テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある場合
  - 作品の公開、実演、及び頒布自体が公序良俗に反する場合
- 第4項で禁止されていない二次利用作品、及び二次創作作品であっても、工大祭実行委員会、または原案者が不相当と判断した作品については、その判断理由と共に公開、頒布、及び実演の停止を命じる可能性があります。利用できるかどうかの判断に不安がある場合は事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までお問い合わせください。
- 工大祭内の企画でのテックちゃんの利用についてのみ、以下のような表現を含む作品の公開、頒布、及び実演はできません。もし発見した場合は工大祭実行委員会が予告なくその作品の公開、頒布、及び実演の中止を求める場合があります。あらかじめご了承ください。
  - テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある表現
  - 未成年者を含む不特定多数の人が閲覧・入手することによって、公序良俗に反すると考えられる表現
- 以上の規約を満たして、連絡が必要ない範囲の利用であっても、以下に該当する場合は、利用の前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご連絡ください。
  - 有償での作品頒布が大規模に渡って行われる場合（企業以外の個人、及び団体も含む）
- 以下の場合は、事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラ

クター専用窓口までご相談ください。

- テックちゃんの一次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合
- テックちゃんの二次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合。ただし、その利用した二次創作作品の制作者に事前に許可を得ているものとします。
- テックちゃんの二次利用作品、または二次創作作品を「公認作品」として公開、頒布、及び実演したい場合

## 附 則

本規約は、2021年4月1日から効力を有するものとし、2022年3月31日まで有効とします。